

地方独立行政法人市立秋田総合病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項および地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（平成26年秋田市規則第26号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により秋田市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(病院の設置および運営)

第3条 法人は、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与するため、地方独立行政法人市立秋田総合病院定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査および研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項各号に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械および器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又

は法人以外の者と連携して、調査および研究ならびに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第7条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他の法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約もしくはせり売りによることができるものとする。

(委任)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、秋田市長の認可があった日から施行する。